

別表1 一戸建て住宅（新築）の評価料金

別表1-1 必須4分野+選択分野の場合

(税込 単位:円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	建設評価料金 ()内は税抜料金		合計
			検査回数		
200㎡以内	一般工法	50,270 (45700)	4回	106,810 (97100)	157,080
	型式認定			74,800 (68000)	110,000
	製造者認証	35,200 (32000)	3回	70,400 (64000)	105,600
			2回	66,000 (60000)	101,200
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	59,620 (54200)	4回	128,920 (117200)	188,540
	型式認定			90,200 (82000)	132,000
	製造者認証	41,800 (38000)	3回	85,800 (78000)	127,600
			2回	81,400 (74000)	123,200

別表1-2 必須4分野の場合

(税込 単位:円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	建設評価料金 ()内は税抜料金		合計
			検査回数		
200㎡以内	一般工法	45,540 (41400)	4回	102,080 (92800)	147,620
	型式認定			71,500 (65000)	103,400
	製造者認証	31,900 (29000)	3回	67,100 (61000)	99,000
			2回	62,700 (57000)	94,600
200㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	53,350 (48500)	4回	124,190 (112900)	177,540
	型式認定			86,900 (79000)	124,300
	製造者認証	37,400 (34000)	3回	82,500 (75000)	119,900
			2回	78,100 (71000)	115,500

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-1 必須4分野+選択2分野以上の場合

(税込 単位:円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	建設評価料金 ()内は税抜料金		
			検査回数		
200㎡以内	一般工法	59,180+9,900×M (53800+9000×M)	4回	93,720+13,200×M (85200+12000×M)	
	型式認定	40,700+7,700×M (37000+7000×M)		73,700+9,900×M (67000+9000×M)	
	製造者認証		3回	61,600+9,900×M (56000+9000×M)	
			2回	58,300+9,900×M (53000+9000×M)	
	200㎡超え 500㎡以内		一般工法	70,180+9,900×M (63800+9000×M)	4回
		型式認定	48,400+7,700×M (44000+7000×M)	89,760+9,900×M (81600+9000×M)	
製造者認証		3回		75,900+9,900×M (69000+9000×M)	
		2回		72,600+9,900×M (66000+9000×M)	
500㎡超え 1,000㎡以内		一般工法		90,640+9,900×M (82400+9000×M)	4回
		型式認定	62,700+7,700×M (57000+7000×M)	99,000+9,900×M (90000+9000×M)	
	製造者認証	3回		83,600+9,900×M (76000+9000×M)	
		2回		80,300+9,900×M (73000+9000×M)	
	1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法		180,180+9,900×M (163800+9000×M)	4回
		型式認定	125,400+7,700×M (114000+7000×M)	140,800+9,900×M (128000+9000×M)	
製造者認証		3回		124,300+9,900×M (113000+9000×M)	
		2回		110,000+9,900×M (100000+9000×M)	
3,000㎡超え 5,000㎡以内		一般工法		330,000+9,900×M (300000+9000×M)	4回
		型式認定	231,000+7,700×M (210000+7000×M)	215,600+9,900×M (196000+9000×M)	
	製造者認証	3回		212,300+9,900×M (193000+9000×M)	
		2回		198,000+9,900×M (180000+9000×M)	

Mは評価戸数

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-2 必須4分野+選択1分野の場合

(税込 単位：円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	建設評価料金 ()内は税抜料金		
			検査回数		
200㎡以内	一般工法	52,910+9,900×M (48100+9000×M)	4回	92,400+11,000×M (84000+10000×M)	
	型式認定	36,740+7,700×M (33400+7000×M)		71,500+9,900×M (65000+9000×M)	
	製造者認証		3回	59,400+9,900×M (54000+9000×M)	
			2回	56,100+9,900×M (51000+9000×M)	
	200㎡超え 500㎡以内		一般工法	64,020+9,900×M (58200+9000×M)	4回
		型式認定	44,440+7,700×M (40400+7000×M)	86,900+9,900×M (79000+9000×M)	
製造者認証		3回		73,700+9,900×M (67000+9000×M)	
		2回		70,400×9,900×M (64000×9000×M)	
500㎡超え 1,000㎡以内		一般工法		84,480+9,900×M (76800+9000×M)	4回
		型式認定	58,740+7,700×M (53400+7000×M)	95,700+9,900×M (87000+9000×M)	
	製造者認証	3回		81,400+9,900×M (74000+9000×M)	
		2回		78,100+9,900×M (71000+9000×M)	
	1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法		174,020+9,900×M (158200+9000×M)	4回
		型式認定	121,440+7,700×M (110400+7000×M)	138,600+9,900×M (126000+9000×M)	
製造者認証		3回		122,100+9,900×M (111000+9000×M)	
		2回		107,800+9,900×M (98000+9000×M)	
3,000㎡超え 5,000㎡以内		一般工法		314,600+9,900×M (286000+9000×M)	4回
		型式認定	220,000+7,700×M (200000+7000×M)	210,100+9,900×M (191000+9000×M)	
	製造者認証	3回		206,800+9,900×M (188000+9000×M)	
		2回		192,500+9,900×M (175000+9000×M)	

Mは評価戸数

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金

別表2-3 必須4分野の場合

(税込 単位：円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	建設評価料金 ()内は税抜料金	
			検査回数	
200㎡以内	一般工法	51,810+9,900×M (47100+9000×M)	4回	91,300+11,000×M (83000+10000×M)
	型式認定	35,640+7,700×M (32400+7000×M)		70,400+9,900×M (64000+9000×M)
	製造者認証		3回	58,300+9,900×M (53000+9000×M)
			2回	55,000+9,900×M (50000+9000×M)
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	62,920+9,900×M (57200+9000×M)	4回	111,650+11,000×M (101500+10000×M)
	型式認定	43,340+7,700×M (39400+7000×M)		85,800+9,900×M (78000+9000×M)
	製造者認証		3回	72,600+9,900×M (66000+9000×M)
			2回	69,300+9,900×M (63000+9000×M)
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	83,380+9,900×M (75800+9000×M)	4回	122,540+11,000×M (111400+10000×M)
	型式認定	57,640+7,700×M (52400+7000×M)		94,600+9,900×M (86000+9000×M)
	製造者認証		3回	80,300+9,900×M (73000+9000×M)
			2回	77,000+9,900×M (70000+9000×M)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	172,920+9,900×M (157200+9000×M)	4回	180,730+11,000×M (164300+10000×M)
	型式認定	120,340+7,700×M (109400+7000×M)		137,500+9,900×M (125000+9000×M)
	製造者認証		3回	121,000+9,900×M (110000+9000×M)
			2回	106,700+9,900×M (97000+9000×M)
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	313,500+9,900×M (285000+9000×M)	4回	319,000+11,000×M (290000+10000×M)
	型式認定	218,900+7,700×M (199000+7000×M)		209,000+9,900×M (190000+9000×M)
	製造者認証		3回	205,700+9,900×M (187000+9000×M)
			2回	191,400+9,900×M (174000+9000×M)

Mは評価戸数

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金（全住戸が賃貸用の共同住宅等の場合）

別表2-4 必須4分野+選択2分野以上の場合

(税込 単位:円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	検査回数	建設評価料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法	55,000+7,150×M (50000+6500×M)	4回	88,550+11,000×M (80500+10000×M)
	型式認定	33,000+4,400×M (30000+4000×M)		68,200+6,600×M (62000+6000×M)
	製造者認証		3回	56,100+6,600×M (51000+6000×M)
			2回	53,130+6,600×M (48300+6000×M)
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	66,000+7,150×M (60000+6500×M)	4回	107,470+11,000×M (97700+10000×M)
	型式認定	39,600+4,400×M (36000+4000×M)		82,500+6,600×M (75000+6000×M)
	製造者認証		3回	69,300+6,600×M (63000+6000×M)
			2回	64,570×6,600×M (58700×6000×M)
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	82,500+7,150×M (75000+6500×M)	4回	116,050+11,000×M (105500+10000×M)
	型式認定	49,500+4,400×M (45000+4000×M)		90,200+6,600×M (82000+6000×M)
	製造者認証		3回	75,900+6,600×M (69000+6000×M)
			2回	69,630+6,600×M (63300+6000×M)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	132,000+7,150×M 120,000+6,500×M	4回	168,740+11,000×M (153400+10000×M)
	型式認定	79,200+4,400×M (72000+4000×M)		132,000+6,600×M (120000+6000×M)
	製造者認証		3回	115,500+6,600×M (105000+6000×M)
			2回	101,310+6,600×M (92100+6000×M)
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	247,500+7,150×M (225000+6500×M)	4回	297,000+11,000×M (270000+10000×M)
	型式認定	148,500+4,400×M (135000+4000×M)		195,800+6,600×M (178000+6000×M)
	製造者認証		3回	192,500+6,600×M (175000+6000×M)
			2回	178,200+6,600×M (162000+6000×M)

Mは評価戸数

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金（全住戸が賃貸用の共同住宅等の場合）

別表2-5 必須4分野+選択1分野の場合

(税込 単位：円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	検査回数	建設評価料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法	47,630+7,150×M (43300+6500×M)	4回	86,020+11,000×M (78200+10000×M)
	型式認定			66,000+6,600×M (60000+6000×M)
	製造者認証	29,040+4,400×M (26400+4000×M)	3回	53,900+6,600×M (49000+6000×M)
			2回	52,140+6,600×M (47400+6000×M)
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	58,630+7,150×M (53300+6500×M)	4回	104,940+11,000×M (95400+10000×M)
	型式認定			80,300+6,600×M (73000+6000×M)
	製造者認証	35,640+4,400×M (32400+4000×M)	3回	67,100+6,600×M (61000+6000×M)
			2回	63,470+6,600×M (57700×6000×M)
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	72,930+7,150×M (66300+6500×M)	4回	114,180+11,000×M (103800+10000×M)
	型式認定			88,000+6,600×M (80000+6000×M)
	製造者認証	44,440+4,400×M (40400+4000×M)	3回	73,700+6,600×M (67000+6000×M)
			2回	68,970+6,600×M (62700+6000×M)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	124,630+7,150×M (113300+6500×M)	4回	167,310+11,000×M (152100+10000×M)
	型式認定			129,800+6,600×M (118000+6000×M)
	製造者認証	75,240+4,400×M (68400+4000×M)	3回	113,300+6,600×M (103000+6000×M)
			2回	100,210+6,600×M (91100+6000×M)
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	232,100+7,150×M (211000+6500×M)	4回	276,100+11,000×M (251000+10000×M)
	型式認定			183,700+6,600×M (167000+6000×M)
	製造者認証	139,700+4,400×M (127000+4000×M)	3回	180,400+6,600×M (164000+6000×M)
			2回	166,100+6,600×M (151000+6000×M)

Mは評価戸数

別表2 共同住宅等（新築）の評価料金（全住戸が賃貸用の共同住宅等の場合）

別表2-6 必須4分野の場合

(税込 単位：円)

延べ面積	物件区分	設計評価料金 ()内は税抜料金	検査回数	建設評価料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法	46,530+7,150×M (42300+6500×M)	4回	84,920+11,000×M (77200+10000×M)
	型式認定			64,900+6,600×M (59000+6000×M)
	製造者認証	27,940+4,400×M (25400+4000×M)	3回	52,800+6,600×M (48000+6000×M)
200㎡超え 500㎡以内	一般工法	57,530+7,150×M (52300+6500×M)	4回	103,840+11,000×M (94400+10000×M)
	型式認定			79,200+6,600×M (72000+6000×M)
	製造者認証	34,540+4,400×M (31400+4000×M)	3回	66,000+6,600×M (60000+6000×M)
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法	71,830+7,150×M (65300+6500×M)	4回	113,080+11,000×M (102800+10000×M)
	型式認定			86,900+6,600×M (79000+6000×M)
	製造者認証	43,340+4,400×M (39400+4000×M)	3回	72,600+6,600×M (66000+6000×M)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法	123,530+7,150×M (112300+6500×M)	4回	166,210+11,000×M (151100+10000×M)
	型式認定			128,700+6,600×M (117000+6000×M)
	製造者認証	74,140+4,400×M (67400+4000×M)	3回	112,200+6,600×M (102000+6000×M)
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法	231,000+7,150×M (210000+6500×M)	4回	275,000+11,000×M (250000+10000×M)
	型式認定			182,600+6,600×M (166000+6000×M)
	製造者認証	138,600+4,400×M (126000+4000×M)	3回	179,300+6,600×M (163000+6000×M)
			2回	165,000+6,600×M (150000+6000×M)

Mは評価戸数

別表3 長期使用構造等確認料金（新築）

別表3-1 一戸建て又は他住戸が無い共同住宅等

(税込 単位：円)

延べ面積	物件区分	長期使用構造等確認料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法※1	45,540 (41400)
	型式認定	31,900
	製造者認証	(29000)
200㎡超え1,000㎡以内	一般工法※1	53,350 (48500)
	型式認定	37,400
	製造者認証	(34000)

※1 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

別表3 長期使用構造等確認料金（新築）

別表3-2 共同住宅（他住戸がある共同住宅等）

（税込 単位：円）

延べ面積	物件区分	長期使用構造等確認料金 （ ）内は税抜料金
200㎡以内	一般工法※1	$46,530 + 7,150 \times M$ $(42300 + 6500 \times M)$
	型式認定	$27,940 + 4,400 \times M$ $(25400 + 4000 \times M)$
	製造者認証	
200㎡超え 500㎡以内	一般工法※1	$57,530 + 7,150 \times M$ $(52300 + 6500 \times M)$
	型式認定	$34,540 + 4,400 \times M$ $(31400 + 4000 \times M)$
	製造者認証	
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法※1	$71,830 + 7,150 \times M$ $(65300 + 6500 \times M)$
	型式認定	$43,340 + 4,400 \times M$ $(39400 + 4000 \times M)$
	製造者認証	
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法※1	$123,530 + 7,150 \times M$ $(112300 + 6500 \times M)$
	型式認定	$74,140 + 4,400 \times M$ $(67400 + 4000 \times M)$
	製造者認証	
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法※1	$231,000 + 7,150 \times M$ $(210000 + 6500 \times M)$
	型式認定	$138,600 + 4,400 \times M$ $(126000 + 4000 \times M)$
	製造者認証	

Mは評価戸数

※1 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

別表4 性能評価と長期使用構造等確認が一体申請等の場合に一方の申請料金に加算する料金

別表4-1【一戸建て住宅又は他住戸が無い共同住宅等の新築】

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	物件区分	合計
一体申請 併願申請※1	性能=長期	製造者認証 型式申認定 一般工法※2	3,300

※1 併願申請とは、性能評価と長期使用等確認の申請時期が違いが申請内容が整合（一致）している申請です。

※2 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりさせていただきます。

別表4-2【共同住宅（他住戸がある共同住宅等）の新築】

(税込 単位：円)

申請の種類	申請内容の整合	物件区分	合計
一体申請 併願申請※1	性能=長期	製造者認証 型式申認定 一般工法※2	1,100+2,200×M

Mは審査対象戸数

※1 併願申請とは、性能評価と長期使用等確認の申請時期が違いが申請内容が整合（一致）している申請です。

※2 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりさせていただきます。

別表5 【その他審査・検査】の評価料金等

別表5-1【一戸建て住宅、共同住宅等※1の新築】設計評価及び長期使用構造等確認の変更等

(税込 単位：円)

申請の種類	変更内容等		料金
性能又は長期の単独申請	表示項目、1項目の変更	1の申請に対する料金	5,500
	表示項目、2項目以上の変更		11,000
一体申請又は併願申請※2で性能長期両方の変更	表示項目、1項目の変更		7,150
	表示項目、2項目以上の変更		12,650
一体申請で性能又は長期一方の変更	表示項目、1項目の変更		5,500
	表示項目、2項目以上の変更		11,000
共通	軽微変更該当証明申請		2,750
	審査を伴わない変更		

※1 共同住宅等の場合、住戸毎に審査が必要な場合、住戸毎に上記料金がかかります。

※2 併願申請とは、性能評価と長期使用等確認の申請時期が違うが申請内容が整合（一致）している申請です。

別表5-2【一戸建て住宅、共同住宅等の新築】変更建設評価

(税込 単位：円)

表示項目、1項目以下の変更	5,500	表示項目、2項目以上の変更	11,000
---------------	-------	---------------	--------

※1 変更建設申請の前に、変更設計評価申請が必要です。

別表5-3【一戸建て住宅、共同住宅等の新築】建設評価の再検査

(税込 単位：円)

検査1回につき22,000	
---------------	--

別表5-4【一戸建て住宅の新築】室内化学物質濃度等の測定評価

(税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2サンプル)	追加サンプル1個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC（4種）	154,000	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	115,500	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC（4種）	93,500	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	71,500	22,000

新

別表5-5【共同住宅等の新築】 室内化学物質濃度等の測定評価 (税込 単位：円)

測定方式	測定範囲	評価料金 (2サンプル)	追加サンプル1個 あたりの加算額
標準方式	ホルムアルデヒド及びVOC（4種）	77,000 + 77,000 × M	38,500
	ホルムアルデヒドのみ	71,500 + 44,000 × M	22,000
簡易測定方式	ホルムアルデヒド及びVOC（4種）	44,000 + 49,500 × M	33,000
	ホルムアルデヒドのみ	44,000 + 27,500 × M	22,000

Mは評価戸数（10戸を超える場合は、別途見積りとさせていただきます）

別表5-6【一戸建て住宅、共同住宅等の新築】 建設評価項目の追加手数料 (税込 単位：円)

11,000

- ※1 追加評価項目の検査が可能な場合に限りです。
- ※2 建設評価項目の追加にあたり、変更設計評価申請が必要です。
- ※3 設計評価料金については別表5-1及び建設評価料金については従前の建設評価料金と評価項目追加後の建設評価料金（別表1～2）との差額が発生します。

別表 6-1 【既存建設評価】の評価料金（1）

【一戸建ての住宅及び住戸数が1の併用住宅(木造・鉄骨造でRC造部分のない建物)】

(税込 単位：円)

延べ面積	区分	評価書(新築)あり ^{※1}		評価書なし		
		基本料金	分野ごと加算 ^{※2}	基本料金	分野ごと加算 ^{※2}	
200m以内	88,000	構造	22,000	110,000	構造 ^{※6}	55,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
200m超え ～ 500m以内	99,000	構造	22,000	132,000	構造 ^{※6}	55,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
500m超え または 軒高9m超え	110,000	構造	27,500	154,000	構造 ^{※6}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・ 評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます（詳しくはお問い合わせ下さい）

※3 設計評価の申請が平成27（2015）年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ（一次エネルギー消費量）は、それぞれ11,000円減額とします（両方を希望する場合は22,000円の減額）

※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・ 旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・ 検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・ 建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・ 評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします（但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・ 耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

別表6-2 【既存建設評価】の評価料金（2）

【一戸建ての住宅及び住戸数が1の併用住宅（RC造及び木造・鉄骨造でRC造部分のある建物）】

（税込 単位：円）

延べ面積	区分	設計評価書(新築)あり ^{※1}		評価書なし		
		基本料金	分野ごと加算 ^{※2}	基本料金	分野ごと加算 ^{※2}	
200㎡以内	99,000	構造	27,500	132,000	構造 ^{※6}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱＋一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱＋一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
200㎡超え ～ 500㎡以内	110,000	構造	27,500	154,000	構造 ^{※6}	66,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱＋一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱＋一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200
500㎡超え または 軒高9m超え	121,000	構造	33,000	176,000	構造 ^{※6}	77,000
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000
		断熱のみ ^{※3※4}	33,000		断熱のみ ^{※4}	33,000
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000
		断熱＋一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱＋一次エネ ^{※4※5}	55,000
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・ 評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます（詳しくはお問い合わせ下さい）

※3 設計評価の申請が平成27（2015）年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ（一次エネルギー消費量）は、それぞれ11,000円減額とします（両方を希望する場合は22,000円の減額）

※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・ 旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・ 検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・ 建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・ 評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします（但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・ 耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

別表 6-3 【既存建設評価】の評価料金（3）

【共同住宅等(住戸数が1の併用住宅を除く)】

(税込 単位：円)

延べ面積	区分	評価書(新築)あり ^{※1}			評価書なし		
		基本料金	分野ごと加算 ^{※2}		基本料金	分野ごと加算 ^{※2}	
5階建て以下 ・ 1000㎡以内	(住棟評価)				(住棟評価)		
	88,000	構造	33,000	220,000	構造 ^{※6}	77,000	
		劣化	11,000		劣化 ^{※7}	22,000	
		維持管理	5,500		維持管理	22,000	
		その他	@2,200		その他	@2,200	
	(住戸評価/1戸あたり)				(住戸評価/1戸あたり)		
	@22,000	断熱のみ ^{※3※4}	33,000	@33,000	断熱のみ ^{※4}	33,000	
		一次エネのみ ^{※3※4※5}	33,000		一次エネのみ ^{※4※5}	33,000	
		断熱+一次エネ ^{※3※4※5}	55,000		断熱+一次エネ ^{※4※5}	55,000	
		その他 ^{※8}	@1,100		その他 ^{※8}	@2,200	
1000㎡を超える	(別途お見積り)			(別途お見積り)			

※1 当社が交付した設計評価書の場合は11,000円を、建設評価書では33,000円を、基本料金から減額します

※2 料金は評価を希望する分野ごとの金額が加算となります（基本的には「日本住宅性能表示基準」に示される音環境を除く全ての評価項目について申請が可能です）

・ 評価書等の一定の信頼性のある設計図書等が無い場合は、最低限の等級若しくは評価できない場合がございます（詳しくはお問い合わせ下さい）

※3 設計評価の申請が平成27（2015）年4月1日以降の場合は、断熱及び一次エネ（一次エネルギー消費量）は、それぞれ11,000円減額とします（両方を希望する場合は22,000円の減額）

※4 断熱及び一次エネの評価は申請時点での基準によって評価するため、旧基準は使用できません

・ 旧基準による「型式住宅部分等製造者認証書」や「住宅型式性能認定書」等も利用することはできません

※5 一次エネは現況ではなく、設計値での評価となります

・ 検査時に作動しない設備がある場合は評価することができません

※6 構造の金額は、昭和56年5月31日以前に竣工した増改築をしていない住宅を対象とした耐震診断を実施する場合の金額です

・ 建築士が作成した耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書がある場合は11,000円減額とします

・ 評価対象建築物の着工時期が昭和56(1981).6.1以降であり、建築基準法第7条第5項の検査済証がある場合は11,000円減額とします（但し、等級1（現場検査による劣化の状況によっては等級0）の評価となります）

・ 耐震基準適合証明書又は構造図と構造計算書、若しくは昭和56年6月以降の着工で検査済証がある場合を除き、評価を希望されても等級0となります

※7 劣化に係る対策が確認できる一定の信頼性のある設計図書がない状態で等級2以上の評価を希望される場合は、別途調査費用が発生する場合がございます

※8 室内空気中の化学物質等の濃度の実測を希望される場合は別途費用が発生致します(お見積りさせていただきます)

別表7 【既存建設評価等】の評価料金等**別表7-1** 【既存住宅の室内空気中の化学物質等の濃度等の測定、蟻害、腐朽】

(税込 単位：円)

項目	評価料金
化学物質	新築の場合と同じ
蟻害調査	別途お見積り (44,000～55,000)
腐朽調査	別途お見積り (44,000～)

別表7-2 【既存住宅の石綿含有建材の有無等】

(税込 単位：円)

測定対象	評価料金
吹き付け石綿、吹き付けロックウール、それ以外の建材（測定を行うことを申請者が選択した建材）	測定対象が2品目の場合 398,200 (1品目あたり3検体採取。測定対象が1品目増える毎に116,600円加算。)
・書面調査・現場確認により測定対象が1品目になった場合、評価料金は281,600円に減額されます。測定対象が無い場合、評価料金は55,000円に減額されます。	
・試料採取に際して天井等の仕上げ等の一部をはがす、高所作業で足場が必要などの場合は申請者にて準備して下さい。試料採取部分の簡便な飛散防止対策は行いますが、その部分及び前記準備部分の復旧・補修は申請者にて行って下さい。	

別表7-3 【既存住宅の室内空気中の石綿の粉じんの濃度等】

(税込 単位：円)

測定対象	評価料金
居室等における室内空気中の石綿の粉じんの濃度	1箇所につき 279,400 (2試料採取・分析)

別表7-4 【評価書又は確認書の再交付】

(税込 単位：円)

基本料金	8,800
この他に、申請資料のコピー 1枚あたり11円の費用がかかります。	

別表8 長期使用構造等確認料金（増改築※1、変更※2）

別表8-1 一戸建て

(税込 単位：円)

既存部分と増改築部分の合計の床面積 (但し、既存部分の構造及び省エネの審査が無い場合は既存部分の面積を含めない)	物件区分	長期使用構造等確認料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法※3	67,540 (61400)
	型式認定 製造者認証	53,900 (49000)
200㎡を超え1,000㎡以内	一般工法※3	75,350 (68500)
	型式認定 製造者認証	59,400 (54000)

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅の認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

別表8 長期使用構造等確認料金（増改築※1、変更※2）

別表8-2 共同住宅

(税込 単位：円)

既存部分と増改築部分の合計の床面積 (但し、既存部分の構造及び省エネの審査が無い場合は既存部分の面積を含めない)	物件区分	長期使用構造等確認料金 ()内は税抜料金
200㎡以内	一般工法※1	68,530+7,150×M (62300+6500×M)
	型式認定 製造者認証	49,940+4,400×M (45400+4000×M)
200㎡超え 500㎡以内	一般工法※1	79,530+7,150×M (72300+6500×M)
	型式認定 製造者認証	56,540+4,400×M (51400+4000×M)
500㎡超え 1,000㎡以内	一般工法※1	93,830+7,150×M (85300+6500×M)
	型式認定 製造者認証	65,340+4,400×M (59400+4000×M)
1,000㎡超え 3,000㎡以内	一般工法※1	123,530+7,150×M (112300+6500×M)
	型式認定 製造者認証	74,140+4,400×M (67400+4000×M)
3,000㎡超え 5,000㎡以内	一般工法※1	231,000+7,150×M (210000+6500×M)
	型式認定 製造者認証	138,600+4,400×M (126000+4000×M)

Mは評価戸数

※1 この場合の「増改築」は、長期優良住宅の認定を受けていない建物の性能向上に係る増改築工事です。

※2 この場合の「変更」は、長期優良住宅の認定を受けている建物の増改築工事です。

※3 限界耐力計算を行う物件は別途見積もりとさせていただきます。

別表9 業務規程第31条各号（評価料金等を減額するための要件）に該当する場合の減額率等

(税込)

業務規程	減額要件	対象となる評価等の業務	減額率等
第一号	住宅型式性能認定住宅等	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額料金は別表1、別表2、別表3、別表4、別表8に記載の通り （「型式認定」の評価料金を適用）
第二号	認証型式住宅部分等を含む住宅	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額料金は別表1、別表2、別表3、別表4、別表8に記載の通り （「製造者認証」の評価料金を適用）
第三号	確認申請との併願	設計評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限10%
	確認申請 （確認申請が年間で36回以上）との併願		減額率上限25%
第四号	中間検査、完了検査との併願		減額率上限10%
	中間検査、完了検査 （完了検査が年間で36回以上）との併願	建設評価（新築）	減額率上限25%
第五号	年間で24回以上の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限5%
	年間で120回以上の申請		減額率上限30%
第六号	共同住宅等で同タイプの住戸が多い	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限30%
第七号	予め定める期間（閑散期）	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限30%
第八号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上	建設評価（新築）	減額率上限8%
第九号	機関の定めるソフトウェア申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額料金2,200円
第十号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限30%
第十一号	激甚災害指定	設計評価（新築） 建設評価（新築） 長期確認 （新築、増改築、変更） 一体申請（新築）	減額率上限30%

注意事項

- ・複数の減額要件に該当する場合は、重複して適用することは出来ません。（但し、第八号のみは重複可としますが、減額率上限は38%となります。）
- ・別表5～7の料金（変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等）については、適用することが出来ません。
- ・計算の結果、消費税課税前の評価料金等の端数が100円未満になった場合は、100円単位に切り上げとします。

別表10 業務規程第32条各号（評価料金等を増額するための要件）に該当する場合の増額率等

(税込)

業務規程	増額要件	対象となる評価等の業務	増額率等
第一号	他機関の設計評価の場合の建設評価	<u>建設評価（新築）</u>	当機関の設計評価料金の二分の一を加算
第二号	日曜・祝日の検査	<u>建設評価 （新築、既存、変更、再検査、 室内化学物質濃度の測定等）</u>	検査1回につき、3,300円を加算
第三号	検査回数の追加	<u>建設評価 （新築、既存、変更、再検査、 室内化学物質濃度の測定等）</u>	検査1回につき、22,000円を加算
第四号	(5-2) 一次エネルギーの審査	<u>設計評価（新築） 建設評価（新築）</u>	設計、建設共、1住戸につき各2,200円を加算
	液状化情報の提供	<u>設計評価（新築）</u>	設計評価2,200円を加算

注意事項

- ・第一号及び第四号は、別表1、別表2の料金に対してのみ適用します。
- ・第二号及び第三号は別表1、別表2、別表5、別表6及び別表7(但し、別表5-1、別表7-4を除く)の料金に対して適用します。
- ・第二号については、他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。
- ・第四号の「液状化情報の提供」は、別表1、別表2の「一般工法」の料金（但し、第31条第三号及び第五号に該当する場合を除く）に対してのみ適用します。
- ・計算の結果、消費税課税前の評価料金等の端数が100円未満になった場合は、100円単位に切り上げとします。

別表11 業務規程第30条後段、第31条各号及び第32条各号に該当する場合の評価料金等計算式

- ① 別表1～2の設計評価料金={料金表による料金(A、B又は減額後のC)+H+K+L(其々に該当する増額)
(100未満を100単位に切り上げ)}×1.1(消費税)
- ② 別表1～2の建設評価料金={料金表による料金(A、B又は減額後のC)+D+E+H+K+L(其々に該当する増額)
(100未満を100単位に切り上げ)}×1.1(消費税)
その他該当に応じて遠隔地料金(別表12、別表13)を加えた額
- ③ 別表3又は8の長期使用構造等確認料金={料金表による料金(A、B又は減額後のC)(各表下の※部分を加味した料金)+H(該当する減額)
(100未満を100単位に切り上げ)}×1.1(消費税)
- ④ 性能と長期が一体申請等の場合の料金=①又は②又は③の料金+別表4の料金(各表下の※部分を加味した料金)
- ⑤ 別表5～7の料金(室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等)={料金表による料金(各表下の※部分を加味した料金)
+D+E(其々に該当する増額)
(100未満を100単位に切り上げ)}×1.1(消費税)
その他該当に応じて遠隔地料金(別表12、別表13)を加えた額

業務規程	要件	設計評価・長期使用構造等確認			建設評価		
		減額率上限	計算結果	減額・増額	減額率上限	計算結果	減額・増額
第31条 (減額)	第一号	住宅型式性能認定住宅等					
	第二号	認証型式住宅部分等を含む住宅					
	第三号	確認申請との併願	C	×10%			
		確認申請 (確認申請が年間で36回以上)との併願	C	×25%			
	第四号	中間検査、完了検査との併願				C	×10%
		中間検査、完了検査 (完了検査が年間で36回以上)との併願				C	×25%
	第五号	年間で24回以上の申請	C	×5%		C	×5%
		年間で120回以上の申請	C	×30%		C	×30%
	第六号	共同住宅等で同タイプの住宅が多い	C	×30%		C	×30%
	第七号	予め定める期間(閑散期)	C	×30%		C	×30%
	第八号	一団の住宅開発等で同時に3棟以上				C	×8%
第九号	機関の定めるソフトウェア申請	H		-2,000	H		
第十号	地方公共団体が行う制度の要件の申請	C	×30%		C	×30%	
第十一号	激甚災害指定	C	×30%		C	×30%	
第32条 (増額)	第一号	設計評価が他機関				K	(当機関の設計評価料金の二分の一)÷1.1
	第二号	検査が日曜、祝日				D	×3,000
	第三号	検査追加				E	×20,000
	第四号	(5-2) 一次I社*の審査	L	×2,000		L	×2,000
液状化情報提供		K		+2,000			
第30条 後段	遠隔地料金				F	× G	
減額及び増額の料金合計							

A: 料金表による「型式認定」の()内の料金 B: 料金表による「製造者認証」の()内の料金 C: 料金表による「一般工法」の()内の料金

D: 該当する検査の回数 E: 追加の検査回数 F: 検査回数 G: 別表12及び別表13による H、K: 該当する場合は「1」を入力

L: 評価する住戸数

注意事項

- ・設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、長期使用構造等確認、一体申請の申請単位で評価料金等を算出します。
- ・第31条第八号以外の各号に該当する減額については、重複して適用することは出来ません。(但し、第八号が重複する場合、減額上限は38%) となります。
- ・第31条第一号～第十一号に該当する減額については、別表5～7の料金(変更、室内化学物質濃度等の測定及び既存建設評価等)に適用することは出来ません。
- ・第32条第一号及び第四号は、別表1、別表2の料金に対してのみ適用します。
- ・第32条第二号及び第三号は別表1、別表2、別表5、別表6及び別表7(但し、別表5-1、別表7-4を除く)の料金に対して適用します。
- ・第32条第二号については、他の検査との同時検査では、1の検査に対してのみ適用します。
- ・第32条第四号の「液状化情報の提供」は、別表1、別表2の「一般工法」の料金(但し、第31条第三号及び第五号に該当する場合を除く)に対してのみ適用します。
- ・計算の結果、消費税課税前の評価料金等の端数が100円未満になった場合は、100円単位に切り上げとします。

別表12 遠隔地料金

(税込 単位：円)

地域区分	遠隔地料金	備考
I 地域	0	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね40km までに含まれる地域
II 地域	2,200	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね40km ～70kmに含まれる地域
III 地域	5,500	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね70km ～100kmに含まれる地域
IV 地域	8,800	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね100km ～150kmに含まれる地域
V 地域	11,000	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね150km ～200kmに含まれる地域
VI 地域	実費相当額(税込)	支店、事務所又は当社が定める業務拠点から概ね200km 以遠及び離島等

※上記料金は、検査1回に対する料金です。

※距離は片道最短距離とします。

※宿泊を要する場合、実費相当額(税込)を加算します。

※支店、事務所及び当社が定める業務拠点は下表の通りです。

都道府県	支店、事務所	当社が定める業務拠点	地域区分 (地域区分毎の市町村)
北海道	札幌事務所(札幌市)	札幌市	I、II、III、IV、V、VI
青森県		青森市	I、II、III
岩手県		盛岡市、奥州市	I、II、III
宮城県	東北支店(仙台市)	仙台市	I、II、III
秋田県		秋田市	I、II、III
山形県		酒田市、山形市	I、II、III
福島県		郡山市、いわき市	I、II、III
茨城県	常総事務所(守谷市)	石岡市、つくば市	I、II
栃木県	北関東支店(宇都宮市)	宇都宮市	I、II、III
群馬県	群馬支店(伊勢崎市)	前橋市	I、II
埼玉県	埼玉支店(さいたま市)	さいたま市、所沢市、深谷市	I
千葉県	東関東支店(千葉市)	千葉市、船橋市、成田市、館山市	I
東京都	東京支店(新宿区)	新宿区、八王子市	I
	多摩事務所(立川市)		
神奈川県	神奈川支店(横浜市)	横浜市、小田原市	I
新潟県		新潟市、長岡市	I、II、III、VI
山梨県		甲府市	I
長野県		長野市、佐久市、諏訪市	I、II、III
静岡県	静岡支店(静岡市)	静岡市、浜松市、沼津市	I、II、III

※遠隔地料金についてご不明な場合、事前にご相談下さい。

別表13 第30条後段における地域区分及び市町村名（1）

県名・支店、事務所	拠点	地域区分	市町村名						
北海道 ●札幌事務所 (札幌市)	●札幌市	I 地域	赤井川村 当別町	小樽市 南幌町	札幌市 長沼町	恵庭市 新篠津村	石狩市 千歳市	北広島市	江別市
		II 地域	月形町 栗山町 壮瞥町 俱知安町	岩見沢市 由仁町 喜茂別町 共和町	浦臼町 安平町 留寿都村 仁木町	奈井江町 厚真町 洞爺湖町 余市町	美唄市 苫小牧市 真狩村 古平町	三笠市 白老町 京極町 伊達市 (旧大滝村)	夕張市 泊村 二セコ町
		III 地域	増毛町 歌志内市 登別市 岩内町	北竜町 芦別市 室蘭市 神恵内村	雨竜町 占冠村 富良野市 伊達市 (旧伊達市)	新十津川町 中富良野町 豊浦町 伊達市 (旧伊達市)	滝川市 むかわ町 蘭越町 日高町 (旧門別町)	砂川市 平取町 黒松内町	赤平市 積丹町 寿都町
		IV 地域	苫前町 鷹栖町 新得町 中札内村 鹿部町 日高町 (旧日高町)	小平町 和寒町 鹿追町 新冠町 森町	留萌市 比布町 島牧村 新ひだか町 八雲町	沼田町 当麻町 上富良野町 南富良野町 せたな町	秩父別町 東川町 清水町 函館市 今金町	深川市 東神楽町 芽室町 北斗市 長万部町	旭川市 美瑛町 帯広市 七飯町
		V 地域	乙部町 福島町 幌加内町 遠軽町 音更町 広尾町	厚沢部町 遠別町 下川町 上川町 池田町 浦河町	江差町 中川町 西興部村 置戸町 浦幌町 様似町	上ノ国町 美深町 剣淵町 上土幌町 幕別町 えりも町	木古内町 初山別村 士別市 足寄町 豊頃町	知内町 羽幌町 滝上町 土幌町 更別村	松前町 名寄市 愛別町 本別町 大樹町
		VI 地域	上記以外の市町村及び利尻町、利尻富士町、礼文町、奥尻町						
青森県	●青森市	I 地域	青森市 藤崎町 平内町	外ヶ浜町 (旧蟹田町) 田舎館村 中泊町 (旧中里町)	蓬田村 平川市 五所川原市 (旧金木町)	つがる市 五所川原市 (旧金木町)	鶴田町 黒石市	板柳町 七戸町	
		II 地域	中泊町(旧小泊村) 弘前市 おいらせ町 五所川原市 (旧市浦村)	大鰐町 六戸町 外ヶ浜町 (旧三厩村)	今別町 横浜町 十和田市 外ヶ浜町 (旧三厩村)	田子町 六ヶ所村 五戸町 新郷村	深浦町 野辺地町 新郷村	鯨ヶ沢町 東北町 南部町	西目屋村 三沢市 三戸町
		III 地域	大間町	佐井村	風間浦村	むつ市	東通村	八戸市	階上町
岩手県	●盛岡市 ●奥州市	I 地域	岩手町 北上市	滝沢市 金ヶ崎町	盛岡市 住田町	雫石町 奥州市	矢巾町 平泉町	紫波町 一関市	花巻市
		II 地域	八幡平市	葛巻町	西和賀町	遠野市			
		III 地域	洋野町 普代村 大船渡市	軽米町 田野畑村	二戸市 岩泉町	九戸村 宮古市	一戸町 山田町	久慈市 大槌町	野田村 釜石市

別表13 第30条後段における地域区分及び市町村名（2）

県名・支店、事務所	拠点	地域区分	市町村名						
宮城県 ●東北支店 (仙台市)	●仙台市	I 地域	色麻町	美里町	大衡村	大和町	大郷町	東松島市	富谷市
			松島町	利府町	塩竈市	七ヶ浜町	多賀城市	仙台市	川崎町
			名取市	村田町	蔵王町	岩沼市	柴田町	大河原町	亶理町
			角田市	山元町					
		II 地域	栗原市	登米市	南三陸町	加美町	大崎市	涌谷町	石巻市
			女川町	七ヶ宿町	白石市	丸森町			
		III 地域	気仙沼市	出島	宮戸島	田代島	網地島	金華山	
秋田県	●秋田市	I 地域	秋田市	八郎潟町	五城目町	上小阿仁村	潟上市	井川町	にかほ市
		II 地域	能代市	三種町	北秋田市	大湯村	男鹿市	仙北市	大仙市
			美郷町	横手市	羽後町	由利本荘市			
		III 地域	八峰町	藤里町	大館市	小坂町	鹿角市	湯沢市	東成瀬村
山形県	●酒田市 ●山形市	I 地域	遊佐町	酒田市	三川町	庄内町	鶴岡市	大蔵村	大石田町
			尾花沢市	村山市	西川町	寒河江市	河北町	東根市	大江町
			天童市	中山町	朝日町	山辺町	山形市	白鷹町	長井市
			南陽市	上山市	高畠町	川西町飛地	米沢市飛地		
		II 地域	鮭川村	新庄市	最上町	戸沢村	舟形町	小国町	川西町
			飯豊町	米沢市	大蔵村飛地				
		III 地域	真室川町	金山町					
福島県	●郡山市 ●いわき市	I 地域	福島市	猪苗代町	二本松市	大玉村	本宮市	郡山市	三春町
			田村市	川内村	須賀川市	小野町	天栄村	富岡町	楡葉町
			広野町	いわき市	鏡石町	玉川村	平田村	矢吹町	西郷村
			泉崎村	石川町	中島村	白河市	古殿町	鮫川村	
		II 地域	国見町	桑折町	伊達市	飯館村	川俣町	南相馬市	葛尾村
			浪江町	双葉町	大熊町	喜多方市	北塩原村	磐梯町	会津坂下町
			湯川村	柳津町	三島町	会津美里町	会津若松市	昭和村	下郷町
			浅川町	棚倉町	塙町	西会津町			
		III 地域	新地町	相馬市	金山町	只見町	南会津町	檜枝岐村	矢祭町
茨城県	●常総事務所 (守谷市)	I 地域	城里町	那珂市	東海村	ひたちなか市	水戸市	笠間市	桜川市
			下妻市	筑西市	茨城町	大洗町	結城市	石岡市	小美玉市
			古河市	八千代町	銚田市	境町	五霞町	土浦市	つくば市
			常総市	坂東市	行方市	かすみがうら市	阿見町	美浦村	鹿嶋市
			牛久市	潮来市	稲敷市	つくばみらい市	守谷市	取手市	河内町
			利根町	神栖市	龍ヶ崎市				
		II 地域	北茨城市	大子町	高萩市	日立市	常陸大宮市	常陸太田市	

別表13 第30条後段における地域区分及び市町村名（3）

県名・支店、事務所	拠点	地域区分	市町村名						
栃木県 ●北関東支店 (宇都宮市)	●宇都宮市	I 地域	矢板市	塩谷町	那珂川町	さくら市	那須烏山市	高根沢町	宇都宮市
			鹿沼市	市貝町	芳賀町	茂木町	益子町	壬生町	上三川町
			真岡市	下野市	佐野市	栃木市	足利市	小山市	野木町
		II 地域	大田原市	日光市	那須塩原市				
		III 地域	那須町						
群馬県 ●群馬支店 (伊勢崎市)	●前橋市	I 地域	川場村	沼田市	高山村	昭和村	東吾妻町	渋川市	桐生市
			榛東村	吉岡町	前橋市	みどり市	高崎市	安中市	伊勢崎市
			太田市	玉村町	大泉町	邑楽町	館林市	板倉町	千代田町
		II 地域	明和町	富岡市	下仁田町	甘楽町	藤岡市	神流町	
			片品村	みなかみ町	中之条町	草津町	長野原町	嬬恋村	南牧村
			上野村						
埼玉県 ●埼玉支店 (さいたま市)	●さいたま市 ●所沢市 ●深谷市	I 地域	埼玉県内すべての市町村						
千葉県 ●東関東支店 (千葉市)	●千葉市 ●船橋市 ●成田市 ●館山市	I 地域	千葉県内すべての市町村						
東京都 ●東京支店 (新宿区) ●多摩事務所 (立川市)	●新宿区 ●八王子市	I 地域	東京都内すべての市町村						
神奈川県 ●本店 ●神奈川支店 (共に横浜市)	●横浜市 ●小田原市	I 地域	神奈川県内すべての市町村						
新潟県	●長岡市 ●新潟市	I 地域	聖籠町	新発田市	阿賀野市	新潟市	田上町	五泉市	加茂市
			燕市	弥彦村	三条市	見附市	出雲崎町	長岡市	刈羽村
			魚沼市	小千谷市	柏崎市				
		II 地域	関川村	胎内市	阿賀町	南魚沼市	十日町市	上越市	津南町
		湯沢町							
		III 地域	村上市	妙高市	糸魚川市				
		VI 地域	佐渡市	粟島浦村					

別表13 第30条後段における地域区分及び市町村名（4）

県名・支店、事務所	拠点	地域区分	市町村名						
山梨県	●甲府市	I 地域	山梨県内すべての市町村						
長野県	●長野市 ●諏訪市 ●佐久市	I 地域	飯山市	野沢温泉村	栄村	木島平村	小谷村	信濃町	中野市
			山ノ内町	白馬村	小布施町	長野市	高山村	小川村	須坂市
			千曲市	麻績村	坂城町	生坂村	池田町	筑北村	東御市
			上田市	青木村	軽井沢町	小諸市	御代田町	立科町	佐久市
			松本市	長和町	山形村	佐久穂町	下諏訪町	朝日村	岡谷市
			小海町	北相木村	茅野市	塩尻市	南相木村	南牧村	辰野町
			諏訪市	木祖村	川上村	原村	箕輪町	富士見町	南箕輪村
			伊那市	宮田村	飯綱町				
II 地域	大町市	松川村	安曇野市	木曾町	王滝村	上松町	駒ヶ根市		
	大桑村	飯島町	中川村	松川町	南木曾町	高森町	豊丘村		
	大鹿村	喬木村							
	III 地域	阿智村	飯田市	下條村	泰阜村	平谷村	阿南町	売木村	
		天龍村	根羽村						
静岡県 ●静岡支店 (静岡市)	●静岡市 ●浜松市 ●沼津市	I 地域	小山町	御殿場市	富士宮市	裾野市	富士市	長泉町	三島市
			沼津市	函南町	熱海市	清水町	伊豆の国市	伊豆市	静岡市
			藤枝市	島田市	森町	焼津市	掛川市	吉田町	牧ノ原市
			菊川市	袋井市	磐田市	御前崎市	浜松市（天竜区以外）		
		II 地域	浜松市（天竜区）		川根本町	湖西市	伊東市	東伊豆町	西伊豆町
			河津町						
		III 地域	松崎町	下田市	南伊豆町				

※この表に記載の市町村名は、令和2年8月1日現在のものであり、今後の市町村の変遷に応じた対応となります。ご不明な場合、事前にご相談下さい。